

1. 改訂の基本的な考え方

令和2年3月に改訂した「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編）」において、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を示したこと等を踏まえ、臨時情報の発表があったときに関西広域連合としての確かな応援・受援が行えるよう、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応を本マニュアルにおいて整理する。

2. 主な改訂内容

(1) 南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応

南海トラフ地震が発生した場合の対応について、南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生するL2(マグニチュード9)クラスの地震（パターン①）に備えることを基本とした上で、時間差発生の場合における対応についても整理し、追記した。

区分	想定される主な状況	求められる対応			応援活動の内容	
		災害対応	応援活動	後発地震への備え		
①	南海トラフ地震の発生 (南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生した場合)	○	○		【緊急派遣チームの派遣】派遣予定県(福井、滋賀、鳥取)を中心とし、困難な場合は他府県からの派遣を調整 【カウンターパート支援】派遣予定県(福井、滋賀、鳥取)を中心とし、京都・大阪・兵庫・奈良は応援可能なことが判明した時点で応援府県に組み入れ	
②	関西圏域で先発地震が発生した場合	○	○	※1		
③	時間差発生 他圏域で先発地震が発生した場合	関西圏域で被害あり	○	○	○	【緊急派遣チームの派遣】派遣予定県(福井、滋賀、鳥取)を中心としつつ、他の派遣可能な府県についても調整 【カウンターパート支援】派遣予定県(福井、滋賀、鳥取)を基本に応援団体を決定(事前避難対象地域を有する三重、和歌山、徳島は後発地震への備えに留意) 【圏域内の後発地震への備え(住民の事前避難等)の応援】要請に応じて実施(南部3県が災害対応を行いながら事前避難等の対応に当たることに留意)
		関西圏域で被害なし			※2	○

※1 関西圏域の一部のみで先発地震が発生した場合には、関西圏域の残りの部分では後発地震への備えの対応をとる。
※2 他圏域に対する応援が求められる場合がある。

【参考】関西圏域で事前避難対象地域がある市町村

県名	市町村数	市町村名
和歌山県	14	由良町、日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、太地町、那智勝浦町、新宮市
徳島県	5	小松島市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町
三重県	18(※)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、川越町、明和町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

※いずれも事前避難対象地域の設定について検討中の市町村

(2) 後発地震への備えの対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震としてL2クラスの地震を想定し、臨時情報の種類に応じて下記の対応をとることを追記。

臨時情報の種類	求められる対応	広域連合における対応
巨大地震警戒	半割れケースの場合に、最初の地震発生から1週間を基本として、地震への備えの再確認を実施するとともに、沿岸域等において事前避難の対応を実施。	【対策準備室の設置】関西圏域でも相当の被害が生じているとき(パターン③)は、災害対応をあわせて取るための体制を確立 【後発地震に備えた応援・受援体制の検討】圏域内でのカウンターパート方式による具体的な応援先等の検討、広域応援の調整主体との連携強化 【住民の事前避難への対応】住民の事前避難の対応にあたる構成団体・連携県からの要請に基づく支援の実施 【府県民への備えの再確認の周知】日頃からの地震への備えの再確認について注意喚起するメッセージの発出、事前避難期間後も継続的な後発地震への備えを呼びかけ
巨大地震注意	半割れケースの場合の最初の地震発生から1週間経過後2週間経過までに加え、一部割れケースの場合の最初の地震発生から1週間経過まで、ゆっくりすべりケースの場合のゆっくりすべりの開始から変化が収まった時点と起点として変化した期間と概ね同程度の期間が経過するまで、地震への備えの再確認等を中心とした対応を実施。	【対策準備室の設置】 【府県民への備えの再確認の周知】日頃からの地震への備えの再確認について注意喚起するメッセージの発出

【参考】防災対応が必要となる異常な現象の類型

ケース	現象
半割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合
一部割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合
ゆっくりすべりケース	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

(3) その他

- 令和元年9月に策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を踏まえ、帰宅困難者対策に係るタイムライン(全体図、フェーズ票)を整理した。
- 広域応援の調整主体(総務省、全国知事会、政令市長会等)との連携体制の構築に係る項目を追記した。